



昭和三十一年度

教育施策大綱成る

教育施設の擴充整備を

焼津市教育委員会では去る四月廿五日、本年度の教育基本方針である昭和三十一年度教育施策大綱を発表した。この大綱は前文と共に、①教育委員会方針 ②教育施設方針 ③学校教育方針 ④社会教育方針の四方面が織り込まれてあり、新しく構想のもとに三十一年度の教育施策の第一歩がふみ出されたわけであり、昭和三十一年度教育施策大綱前文

教育本来の使命に則り真理と平和を希求し文化の創造発展のため個人的には自主自律の精神、社会的には協調親和の精神を一人格内に調和的に発展せしめると共に、事にあたって誠実、

発行所 焼津市役 三 山 口 謙 三
編集兼 山 口 謙 三
発行人 共 有 栄 限 會
印刷所 共 有 栄 限 會
定 価 2 円

勤勉にして責任を尊重し積極的にして迫力ある市民の養成をもつて本市教育の目標とする。これが実現のため学校教育並びに社会教育の計画を形式的、実質的に充実を図り、特に教育施設の擴充整備に一層の努力を致し教職員の研修を強化して教育力の向上を期し、広く文教の重要性を強調し市民の理解と協力を得て焼津市民の幸福と焼津市発展に培い得る教育の振興につとめる。

以上教育施策大綱の前文であるが四方面のうち主なものを挙げて見ると次の通りである。

教育委員会方針 教育委員

△危険校舎の改築に重点をおき更に老朽度に応じ漸次改善を図る
△焼津東小学校の移転の促進、△南校講堂の完成に努める、△学校図書館の整備

△特別教育活動計画の効果的実施につとめる
△公民館及振興について

△社会体育の普及につとめる

△公民館及振興について

文化財保護条例を制定

文化財の保存活用を爲に

焼津市内の文化財を保存し、またそれを活用し市民の文化的向上をはかろうという焼津市文化財保護条例が三月三十日附をもつて公布された。この文化財保護条例は文化財保護法にもとづいて出来上つたもので、歴史上または芸術上価値の高い建造物、絵画彫刻、工芸品、古文書等有形文化財が移動された校医園医は左

形文化財はもとより衣食住、必要な民俗資料、貝づか、古生業、信仰、年中行事等の墳、城跡等の記念物を文化風俗、慣習、又これに用いられた財として、このうち重要なものを衣服、器具、家屋等住居の生活を推移の理解に必要とするものとする。

便利になつた納税 予納証券の取扱

納税予納証券での納税方法が一部改正され取扱いに非常に便利となりました。この方法によると従来予納証券での納税は税務課での納税予納証券での納税でしたが、今後は各支金庫(農協等)でも納税出来る事になりました。納税予納証券は従前通り税務課で取扱います。又予納証券で納税される場合、支金庫での取扱いは次の通りです。

前納奨励金の取扱

市税を納期前に納税する場合(五月に六・七月分の税金まで納めてしまつた場合)前納奨励金が年度末に一括して交付されておりましたが、この程この方法が改正され前納奨励金は納税の場合(予納証券を含む)は奨励金交付に必要ですから必ず印鑑を御持参下さい。

都度窓口で即時交付されることになりました。

尚この場合(予納証券で前納する場合も含む)は奨励金交付に必要ですから必ず印鑑を御持参下さい。

無形文化財・国宝的芸術

楽 來 大 阪

焼津市社会福 尚こんどの公演は社会福祉社協議会主催 事業の推進、資金獲得のためにより大阪文 楽が来焼公演 するにことな りました。こ の文楽は重要 の無形文化財に 指定されたも ので世界に誇 る国宝的芸術 四前売200円 入場券は とまで云われ ますから是非お求め下さい

六月一日(三十日)市では市税の滞納一掃をめざし一斉に整理をおこないます



